

注3…公有地などの有効活用に向けた検討にあたって、活用方法について民間事業者から広く意見、提案を求め、「対話」を通じて市場性等を把握する調査
注4…大規模な宅地造成や、再開発事業などを行う開発業者のこと

 都市整備

森園公園をさらに美しく!!



永尾 高宣 議員

もりぞの花フェスは毎年開催され、大変な賑わいであるが、イベント時の駐車場が不足しており、以前からある芝の駐車場は、水はけが悪く雨天時には利用しにくい状況である。この駐車場の整備と併せて、南側と西側の植樹帯を駐車場にできないか。また、公園をさらに美しくするために、咲いている期間が長いサルスベリを新たに植樹したらどうか。

答

本年度のもりぞの花フェスの際は、公園の駐車場125台に加え、近隣の給食センターの100台分の駐車場も確保している。従来の芝の駐車場について、改修の必要性は感じているが、利用状況を見る限り、アスファルトの駐車場に対応できていると考える。また、植樹帯を駐車場にすることは、森園公園が植物公園であるため考えていない。また、サルスベリの新たな植樹についても、十分な植栽スペースがないため今のところ考えていないが、今後、枯れ木等の植えかえの際には、可能であれば考えたい。

 都市整備

新幹線新大村駅(仮称)
東口の開発について



城 幸太郎 議員

市長は8月の臨時議会で新幹線新大村駅(仮称)東口での文化ホール建設を前向きに検討すると答弁された。本年度内にサウンディング調査^{注3}を行い方針を決定したいとの担当部局の発言もあった。市長のマニフェストの中でも、市民会館の早期新築計画を進め、市民の音楽・文化・芸術活動の推進を図るとうたっていることから、新大村駅(仮称)東口の開発に当たっては、文化ホール建設を必須条件に入れて開発者を選定すべきと思うがどうか。

答

デベロッパー^{注4}が新駅周辺全体の開発を検討する中で、当然市としては文化ホールについての意向を伝えるが、今後さまざまな提案が出てくると思われる。その中で、市として、また議会として、どういう判断をしていくかということになると思われるため、サウンディング調査以降の動きを議会とともに進めていきたい。

 行財政・一般

市庁舎建設と基本計画関連



村上 信行 議員

市は昨年7月に新庁舎建設にあたり、基本計画策定を業務委託し、今年4月に大村市新庁舎建設基本計画(素案)が出された。その結果、事業費は当初予定していた80億円から125億円に大幅に上がり、市民から多くの異論が出た。その後、再度見直しを行い、7月には事業費108億円の計画が示されたが、この計画からは庁舎の全体的な姿が見えてこない。これから発注する基本設計で建設面積や建物の構造などが検討依頼の対象になるのであれば、また内容が変わるのではないか。いったん計画を中止して再検討すべきだ。

答

基本設計の業務については、今からプロポーザル方式により事業者を選定していく。決定した事業者から専門的なアドバイスや提案を受け、協議を行い、市が中心になって、市の考え方も盛り込みながら基本設計の策定を進めていきたい。

 行財政・一般

公共工事に使用する
特殊単価について



城 幸太郎 議員

市が工事を発注するとき使用する「特殊単価」はどのように算出されるのか。特殊単価と実勢価格に大きな差が生じてその差額を認めてもらえず、赤字になった工事もあると聞く。発注者である市は企業を育てるという役割も担う。企業の発展はひいては市の発展につながるはずであるが、特殊単価の算出方法について見解を問う。

答

特殊単価の算出については、原則として3社以上から見積もりを徴取し、その平均から30%以上価格が違うものを異常値として除外した上で、最低の価格を特殊単価として採用しており、県の算出方法に準じている。また、決定した特殊単価については、入札の際の縦覧設計書において公表しているため、業者の方々も事前にご存じのはずである。

行財政・一般

所有者不明土地の活用策について



山口 弘宣 議員

地籍調査を進めていく中で所有者不明土地も少なからずあると思われるが、どのような対処がなされているのか。所有者不明土地については、国土交通省が有効活用に向けた新制度を打ち出しているが、本市での活用策や取り組みについて、今後どのような具体策を検討していくのか。

答

現行の地籍調査では、所有者が不明で境界が確認できなかった土地については筆界未定として処理することになっており、土地所有に係る登記の名義人はそのままとなる。また、今年6月に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が制定されたが、まだ国から具体的な省令等が示されていないため、市として具体的な検討までには入っていない。国から省令等が示された後、庁内で協議していきたい。

行財政・一般

市庁舎建設候補地選定経過に納得しかねる

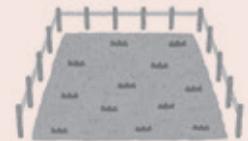


神近 寛 議員

市庁舎建設候補地選定作業は、内部検討委員のみで行われた。「学識・専門家・市民を入れるべき」との声は届かなかった。文書公開された各候補地のメリット・デメリットに関する資料には、正確性を欠き、意図的と思われる記述や、思い込みによる表現が認められ、納得し難いものである。再度、学識等を入れ検討することを要望する。

答

当初の計画から状況が変わったことについては、この一年間真摯に市民や議会にお知らせをしてきた。その中で、一定の理解を得られたということで議会に予算議案を上程し、市民の代表である議員に判断をいただいた。そういったことから、ここでいったん停止ということは一切考えていない。



行財政・一般

懐かしの名曲で大村の名を全国へ浸透



水上 亨 議員

大村を全国にPRするため、昭和36年に「大村ワルツ」、「桜田の堀」という2曲の歌が発表された。作詞は当時の市の助役の渋江武氏、作曲は大村中学校教諭の橋口末雄氏、編曲は船村徹氏である。歌手は「大村ワルツ」がコロムビアローズ、「桜田の堀」が島倉千代子といずれも一流歌手であり、レコード化され踊りの振り付けもされた。昨今の昭和歌謡ブームに乗り、シティプロモーションとして活用すべきであると考えているがどうか。

答

外部に発信をする前に、本市での歌の知名度の低さが大きな課題であり、CD等へのリメイクは困難と考える。また、本市の移住・定住施策のターゲット層である20代、30代の子育て世代にこの歌が響くとは考えにくい。大村の昔を懐かしむ意味での活用は考えられるが、シティプロモーションを目的としての活用は現在のところ考えていない。

行財政・一般

地籍調査の進捗と今後の計画について



田中 秀和 議員

本市の地籍調査の進捗状況と調査完了時期を確認する。また、過去の一般質問等でも山間部の調査を優先すべきとの意見が多く出ており、平成32年度からの第7次10カ年計画の中には中岳地区及び黒木地区を必ず入れるべきと思うが、市の見解について尋ねる。

答

本市における地籍調査の進捗率は46%であり、完了予定年度は、平成52年度である。これまでの地籍調査は、市街地から取り組んできたため、山間部の調査が遅れている状況である。しかし、昨今の自然災害の発生状況に鑑み、国の施策として、第7次10カ年計画において優先的に取り組む地域として防災対策、砂防事業等の社会資本整備を実施する地域が掲げられていることから、市としても、さまざまな視点から総合的に判断し、第7次10カ年計画の実施地区を決定していきたい。

 行財政・一般

新庁舎について



中瀬 昭隆 議員

国の補助金額等の変更があったため、庁舎建設地についても以前考えていた古賀島スポーツ広場に変更できないかと九州防衛局に確認した。目的変更には7億円の補助金返還や代替施設の整備等が必要で、時間的に困難と判明した。武雄市が建設単価34万円強で今春新庁舎が落成した。物価や労賃の上昇を考え、45万円としても解体費等を含め合計95億円前後で可能なはずと考えるがどうか。

答

事業費の縮減については、これまで議会を初め、市民の皆様からも多くの意見をいただいた。基本計画（案）の段階では、解体費用等を含めて約125億円と想定していたが、7月に策定した基本計画では約108億円に見直した。今後、基本設計の中でいろいろな手法を検討し、事業費の縮減に努めたい。

 行財政・一般

大村市民栄誉賞を創設してはどうか



村崎 浩史 議員

「大村市名誉市民条例」は昭和49年に制定されたが、現在に至るまで受賞者は1人だけであることから、この条例は生かされていない。本市出身のプロ野球の大瀬良大地投手、フリーダイビングの木下紗佑里氏は最高峰の世界で大活躍されている。お二人のご活躍を市民一体で喜び、表彰できるような「大村市民栄誉賞」を新たに創設するべきだと考えるが、市長の見解について尋ねる。

答

他市町を見ても、名誉市民については条例で定め、栄誉市民については規則で定めている。本市としては、大村市表彰規則があるため、本規則の改正などによって、栄誉市民の表彰ができないか早速研究を進めたい。



 行財政・一般

ボート会計収益の基金化について



廣瀬 政和 議員

ボート会計からの繰入金は、現在、一般会計の通常経費として使われているが、ボート事業はいつまでも好調な経営が続くとは限らない。変動があることを考えると、一般会計の通常経費に充てることは危険と考える。あくまでも臨時収入として、市民会館の建設など目的を明確にした基金として積むべきと考えるがどうか。

答

ボート会計からの繰入金については、経常的な事業の財源としてではなく、基本的には、建設事業等に係る起債のうち普通交付税措置のない資金手当債の発行の抑制や公債費の平準化に対する財源として活用することを考えている。繰入金を他の一般財源と区分して基金管理することで、一般財源扱いである繰入金の収支が明確になることや、用途の特定が容易になることから、ボート収益基金の設置検討については、用途特定の方法論を早急に整理して進めたい。

